

資料 2-1

平成 24 年 9 月 19 日
戦略企画部企画課

平成 25 年度
三重県経営方針
(検討案)

三 重 県

目 次

I	平成 25 年度の三重県経営にあたって.....	1
1	「平成 25 年度三重県経営方針」の位置づけ.....	1
2	平成 25 年度の三重県を取り巻く情勢.....	1
II	平成 25 年度の政策課題及びその展開方向.....	3
1	「選択・集中プログラム」の展開.....	3
2	「選択・集中プログラム」以外に特に注力する取組.....	8
III	平成 25 年度の行政運営.....	9
1	行財政改革取組.....	9
2	財政運営の基本的な考え方.....	10
3	組織運営の基本的な考え方.....	11
4	コンプライアンス（法令遵守・公務員倫理）の徹底.....	11

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針

※最終案でお示しします。

I 平成 25 年度の三重県経営にあたって

1 「平成 25 年度三重県経営方針」の位置づけ

「平成 25 年度三重県経営方針」は、平成 25 年度の三重県政を推進するにあたっての政策課題や行動指針を明確にした単年度の方針であり、平成 25 年度の行政運営（財政運営、組織運営等）の基本となるものである。

平成 25 年度は、「みえ県民力ビジョン」の 2 年目を迎える。県では、これまで県政を取り巻くさまざまな政策課題に対応するため、新たな事業や制度の構築、条例や計画の策定などに取り組んできたところであるが、平成 25 年度は、これらの取組について、具体的な成果が求められる年である。

一方、社会保障関係経費や公債費の増加に伴い、県財政を取り巻く状況は一層厳しさを増すことから、平成 25 年度は、さらなる選択と集中を図っていく必要がある。そのため、施策の展開にあたっては、「選択・集中プログラム」の取組を加速するとともに、行政運営にあたっては、予算編成プロセスや地域機関の見直しに取り組み、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進を図る。

なお、平成 25 年度終了後には、4 年間の行動計画の 2 年目を終えることから、平成 26 年度において「みえ県民力ビジョン・行動計画」の進捗状況に関する中間的な評価を行うとともに、行動計画の目標達成に向けた戦略的な取組を一層推進する必要がある。

2 平成 25 年度の三重県を取り巻く情勢

今後精査

(国内外の情勢)

- 経済情勢は緩やかに回復基調にあるものの、欧州金融危機や長引く円高、デフレなど不安要素があるため、先行き不透明な状況である。
- 原発の稼働停止が続く中、官民あげた節電・省エネの継続に加え、エネルギー政策の抜本的な見直しが求められている。
- 南海トラフを震源とする巨大地震に関する国の被害想定を踏まえ、防災対策の見直しが求められている。

(県内情勢)

- 平成 25 年の伊勢神宮式年遷宮、平成 26 年の熊野古道世界遺産登録 10 周年の好機を迎える。
- 紀勢自動車道などの幹線道路が整備されることによりネットワークが拡大する一方、引き続きミッシングリンク解消へ向けた着実な推進が求めら

れる。

○激化する海外との競争を背景に製造業を中心とした県内立地企業は厳しい経営環境にさらされている。

○紀伊半島大水害からの一日も早い復旧・復興が求められる。

Ⅱ 平成 25 年度の政策課題及びその展開方向

「選択・集中プログラム」については、厳しい財政状況の中にあっても、行政経営資源を効率的かつ効果的に投入し、緊急課題の解決や「協創」の取組を進める。

また、「選択・集中プログラム」に加え、社会情勢の変化や新たな仕組みの創設等への対応に注力して取り組む。

あわせて、「みえ県民カビジョン・行動計画」に掲げた各施策等の数値目標の達成に向けて、「守る」、「創る」、「拓く」の政策展開の基本方向ごとに取組を戦略的に推進する。

1 「選択・集中プログラム」の展開

(1) 緊急課題解決プロジェクト

(緊急課題解決1)

命を守る緊急減災プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決2)

命と地域を支える道づくりプロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決3)

命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決4)

働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決5)

家族の絆再生と子育てのための安心プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決6)

「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決7)

三重の食を拓く「みえフードイノベーション」～もうかる農林水産業の展開プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決8)

日本をリードする「メイド・イン・三重」～ものづくり推進プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決9)

暮らしと産業を守る獣害対策プロジェクト

【注力する取組】

(緊急課題解決10)

地域を守る産業廃棄物の不適正処理是正プロジェクト

【注力する取組】

(2) 新しい豊かさ協創プロジェクト

(新しい豊かさ協創1)

未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト

【注力する取組】

(新しい豊かさ協創2)

夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクト

【注力する取組】

(新しい豊かさ協創3)

スマートライフ推進協創プロジェクト

【注力する取組】

(新しい豊かさ協創4)

世界の人びとを呼び込む観光協創プロジェクト

【注力する取組】

(新しい豊かさ協創5)

県民力を高める絆づくり協創プロジェクト

【注力する取組】

(3) 南部地域活性化プログラム

【注力する取組】

2 「選択・集中プログラム」以外に特に注力する取組

平成 25 年度においては、「選択・集中プログラム」に加え、社会情勢の変化や新たな仕組みの創設等に対応するため、以下の項目について、注力して取り組む。

(紀伊半島大水害からの復旧・復興)

(子どもの命を守る取組)

(ライフイノベーションの推進)

Ⅲ 平成 25 年度の行政運営

平成 25 年度は、「みえ県民力ビジョン」の 2 年目を迎え、具体的な成果が求められる年となるが、県行財政を取り巻く状況は一層厳しさを増すことが予想される。また、鳥羽港改修工事にかかる不適正事務を踏まえ、再発防止に努め、県民の皆様からの県政に対する信頼を回復する必要がある。

このため、行政運営にあたっては、三重県行財政改革取組を進めるとともに、これまで以上に徹底した見直しに努め、新規・拡充を上回る改廃を行いながら厳しい優先度判断のもとで、メリハリのある経営資源配分を実現し、効率的で効果的な事業執行を図る。併せて、県民の皆さんからの早期の信頼回復に向けて、県職員としての公務員倫理やコンプライアンスの徹底、危機意識の向上などに真正面から取り組む。

こうした行政運営により、自立した地域経営を実現し、「みえ県民力ビジョン」の着実な推進につなげるものとする。

1 行財政改革取組

（「三重県行財政改革取組」の着実な推進）

「三重県行財政改革取組」で掲げた具体的取組については、「ロードマップ」で示した工程に基づき、引き続き適切な進行管理を行い、全庁的な推進を図る。

（人づくりの改革）

現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進めるためのスキルを身につける「人づくりの改革」については、現在、策定している「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」に基づく人材育成の推進など、職員力のさらなる向上に取り組む。

（財政運営の改革）

持続可能な財政基盤の確立に向けた「財政運営の改革」については、予算編成プロセスの見直しにより徹底した「選択と集中」を図るとともに、県債残高の抑制、多様な財源の確保などを推進する。

（仕組みの改革）

県民の皆さんに成果をより届けることができる「仕組みの改革」については、政策を推進するための新たな仕組みを具体的に展開するとともに、地域機関や組織運営の見直し、外郭団体等を見直しなどを実施する。

2 財政運営の基本的な考え方

(国の取組)

我が国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続し、国及び地方の長期債務残高が 940 兆円（平成 24 年度末見込み）に達するなど、他の先進諸国と比較しても大きく悪化している。このため、国においては、財政の持続可能性の確立に向けて、「財政運営戦略」に定められた財政健全化目標の達成に向けた取組を着実に進めていくこととされている。

(本県の財政状況)

本県の平成 25 年度の財政状況は、円高等の影響により法人関係税が伸び悩むなど県税収入が厳しい状況にある中で、社会保障関係経費や公債費が平成 24 年度に比べ、100 億円を上回る増加が見込まれ、極めて深刻な状況にある。

(徹底した事業の見直しと「選択と集中」)

このような中で、「みえ県民力ビジョン」の実現に向けた取組を促進するため、徹底した事業の見直しに努めるとともに、注力すべきものには注力する一方で、厳しい事業の優先度判断により、新規・拡充を上回る事業の廃止・縮小を行い、メリハリのある予算を編成する。

(県債発行の抑制)

将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政運営を確立するため、平成 26 年度末の県債残高（建設地方債等）を平成 23 年度末よりも減少させる目標達成に向けて、平成 25 年度の新規県債発行の抑制に努める。

(予算編成プロセスの見直し)

当初予算の編成にあたっては、翌年度の税金の使い道をオープンに議論し、これまでの事業の成果を検証しつつ、県民ニーズや社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる予算の実現をめざし、予算編成プロセスの見直しを行う。このため、従来の施策別財源配分制度を廃止し、施策や事業の優先度判断に基づき、限られた財源を柔軟に無駄なく配分できる仕組みに改める。あわせて、知事と部局長による協議を充実させるとともに、協議の場を公開することで予算編成過程の透明化を図る。

3 組織運営の基本的な考え方

（「みえ県民カビジョン」の的確な推進）

平成 25 年度の組織運営にあたっては、「三重県行財政改革取組」を踏まえ、以下のとおり、組織機構や職員数を見直し、「みえ県民カビジョン」を的確に推進する。

（地域機関の見直し）

地域機関を見直し、県組織全体として、現場重視で「みえ県民カビジョン」の施策を的確に推進していくこととし、県民から見て分かりやすく簡素な組織体制、県民の安全・安心の確保に関する体制の充実、地域の特性に応じた組織体制を構築する。

（組織運営の見直し）

原則として、フラット制の組織運営を見直し、チェック機能の強化や段階的な人材育成をめざした組織運営を図る。

（職員数の見直し）

職員数については、行財政改革等による業務減に伴う縮減を図るとともに、予算編成の状況も踏まえたうえで、全庁的に選択と集中を図ることと、「みえ県民カビジョン」を的確に推進していく。

4 コンプライアンス（法令遵守・公務員倫理）の徹底

（「三重県ひとづくり基本方針（仮称）に基づく取組の推進」）

現在策定している「三重県ひとづくり基本方針（仮称）」において、コンプライアンス意識の向上に関する取組目標を定め、高い倫理観を持ち、誠実かつ公平・公正に職務を遂行できる、県民から信頼される人づくりに取り組む。

（チェック体制の強化と業務の適正な実施）

フラット制による個人単位の業務体制を改め、チェック担当者、決裁者を増やすなど、グループ内でお互いに確認し合える業務体制を再構築する。

（再発防止策の適切な運用）

鳥羽港改修工事にかかる不適正事務を踏まえ、情報公開・個人情報保護制度推進要綱や公文書管理規定の見直しなどチェック体制の強化や、

公共工事の各段階における意思決定の明確化と執行の適正化にかかる
様々な再発防止策について、職員の理解を深め、適切な運用を図る。

IV 職員の業務遂行にあたっての行動指針

※平成24年度経営方針における「五つの心得」をリニューアルして掲載。
※ただし、10月の段階では記載せず、最終案の段階で記載。

平成 24 年 9 月 19 日 総務課

平成 25 年度組織機構及び職員定数調整方針（素案）

1 基本的な考え方

平成 25 年度組織機構及び職員定数調整については、「三重県行財政改革取組」の進捗、「平成 25 年度三重県経営方針（案）」及び「平成 25 年度当初予算調製方針」の内容も踏まえ、組織機構や職員数の見直しを図り、「みえ県民力ビジョン」が的確に推進できるよう、以下により行う。

2 組織機構

- (1) 平成 25 年度については、現場重視で「みえ県民力ビジョン」の施策を的確に推進していくことをめざして、以下の基本的な考え方により地域機関の見直しを行う。
 - ① 現場重視で地域の課題を施策に反映できる組織体制
 - ② 県民の安全・安心確保など地域での重点的な体制整備
 - ③ 全県一律の機能にこだわることなく、地域の特性に応じた地域に必要な機能整備
 - ④ 簡素で分かりやすく、効率的・効果的な業務執行体制
- (2) 平成 24 年度に実施した本庁部局再編等の組織改正について、検証を行い、必要に応じて、その見直しを検討する。
- (3) 業務実施の基本を「個人」から「組織」に改めるなど、現行のフラット制による組織運営を、原則として見直すことにより、チェック機能の強化や段階的な人材育成をめざす。

3 職員定数

- (1) 地域機関の見直しや外郭団体等の見直しなど「三重県行財政改革取組」による業務減に伴う定数については、削減することを基本とする。
- (2) 「平成 25 年度三重県経営方針（案）」及び「平成 25 年度予算調製方針」も踏まえ、定数配置については、全庁的に選択と集中を行い、「みえ県民力ビジョン」の的確な推進を図る。
- (3) 各部局においても、新たな行政需要への対応や業務の平準化などについて、メリハリをつけて、主体的に定数調整を行うものとする。
- (4) なお、今後、緊急課題への対応の必要性や予算編成の進捗に伴う大規模な事業見直しなど、上記によりがたい状況が生じた場合には、必要に応じて、所要の調整を行うものとする。

平成 25 年度組織機構及び職員定数調整に際しての留意事項等（素案）

総務部

平成 25 年度の組織定数については、「平成 25 年度組織機構及び職員定数調整方針」に沿って、今後、調整を進めていきますが、具体的な検討にあたっては、以下の事項に留意して、対応をしてください。

1 組織機構

(1) 地域機関の見直し

地域機関の見直しについては、平成 24 年 9 月に議会全員協議会で公表した内容及び趣旨に沿って、所内の体制等について、検討を行うものとする。

なお、駐在等小規模職場のあり方については、主な検討項目以外についても、県内部の役割分担の見直しや業務の集約化等、一層簡素で効率的・効果的な組織体制や組織運営の確保について、十分な検討を行うものとする。

(2) 本庁部局再編の検証等

平成 24 年度に実施した本庁部局再編等の組織見直しについて、関係課においては、検証を実施し、必要に応じて、見直しを検討する。

(3) 組織運営の見直し

フラット制などの現行の組織運営については、個人中心の業務実施から組織中心の業務実施に改めることとし、見直しの方向性を、平成 24 年 9 月の議会全員協議会で公表したものである。

別添の「組織運営の見直しについて（素案）※未作成」に沿って、各課・所の体制等について、必要な検討を行うこととする。

2 職員定数

(1) 行財政改革取組等に係る定数

以下の項目にかかる行財政改革取組等による業務減に伴う定数については、削減することを基本とするが、今後の予算編成の状況等も踏まえ、必要に応じて、別途協議するものとする。

ア 事務事業の廃止、見直し

イ 地域機関等組織の見直し

ウ 外郭団体等の見直し

エ 民間活力の有効活用

(2) 部局内調整

今後の新たな行政需要への対応、業務の平準化などについては、各部局長が、平成 24 年度に各部局に配分された定数から、上記(1)にかかる定数分及び平成 24 年度限りとして配置している定数（時限定数）を除いた範囲で、既存事業や事務処理方法の徹底した見直し等を行い、主体的に定数調整を行う。

(3) 部局間調整

「みえ県民力ビジョン」の推進等に不可欠と認められ、かつ、上記(2)による部局内調整が困難な場合に限り、時限定数（52）の範囲内で、全庁的に所要の調整を行うものとする。

具体的には、下記に該当する場合に限り、その必要性を十分精査のうえ、全庁的な調整を行う。

ア 「みえ県民力ビジョン」の選択・集中プログラムの実施に不可欠な定数

イ 「特に注力する取組」（平成 25 年度三重県経営方針）の実施に不可欠な定数

ウ 大規模臨時的経費のうち新規事業の推進に要する定数

エ 法改正等制度的な改正により必要となる定数

なお、時限定数のうち、事務事業の効果的な推進等に特に必要なものについては、その継続について別途協議できるものとする。

(4) その他

平成 25 年度定数調整は、上記(1)から(3)により行うこととするが、大規模風水害に伴う災害復旧事業等、緊急または特別に取り組むべき課題の発生や予算編成の進捗に伴う事業の大規模な見直し等により、特に必要があると認められる場合には、別途、所要の調整を行うものとする。

3 その他留意事項等

- ① 各部局長は、平成 24 年度に定数削減を行った課・所等の状況について職場労使協働委員会等を活用して必要な情報を共有するとともに、業務の見直しにあたっては、各部局、各課・所等における労使協働委員会等を活用して、必要な情報を共有しながら進めていくこととする。
- ② 各部局長は、職員の時間外勤務の状況や健康管理にも留意する。
- ③ 所管部局が複数にまたがる地域機関の組織定数、部局間での業務移管等に際しては、関係部局間で調整を図る。